

経済環境常任委員会

国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定

(令和4年6月定例会)

工場立地法では工場立地の段階から周辺的生活環境との調和を保つ基盤を整備し、生活環境の保全を図ることを目的に、製造業等の工場のうち、一定規模以上の工場に対し、生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率等を定めた準則を守るよう義務づけています。

工場の新設や生産施設の増設等をする場合には、市への届出が必要とされていますが、国家戦略特区内において、周辺環境との調和の確保を図った上で、条例を定めることにより、工場立地法に基づく特定工場に係る緑地面積率等の緩和が可能となります。

面積率の緩和前			面積率の緩和後		
用途地域	緑地面積率	環境施設面積率	用途地域	緑地面積率	環境施設面積率
工業 専用地域	10% 以上	15% 以上	工業専用地域(豊住・野毛平・大栄工業団地) 工業地域(成田新産業パーク)	1% 以上	1% 以上
工業地域 準工業地域	15% 以上	20% 以上	工業地域(上記を除く)、準工業地域	15% 以上	20% 以上
その他の 地域	20% 以上	25% 以上	その他の地域	20% 以上	25% 以上

成田市地球環境保全協定を締結し、継続的に同協定に基づく取り組みを行うことを条件に、緑地面積率等を1パーセント以上にすることが可能に

主な質疑

Q 敷地面積に対する緑地面積率および環境施設面積率を1パーセント以上とした理由は。

A 地域産業の国際競争力の強化、地域経済の活性化に向けて、工場の新増設や工場敷地利活用の際の自由度を最大限に高められるよう規制緩和の下限值である1パーセント以上とした。

Q 特区の特例を活用する効果について、どのように考えているのか。

A 本市の工業団地では、現行の規制が生産性の向上を目的とした生産施設の建て替えや増設を計画する際の大きな障壁となっていたが、特例を活用することで、企業が設備投資しやすい環境が整い、昨年度創設した再投資奨励金の活用を促進することなど



制度活用が見込まれる市内工業団地

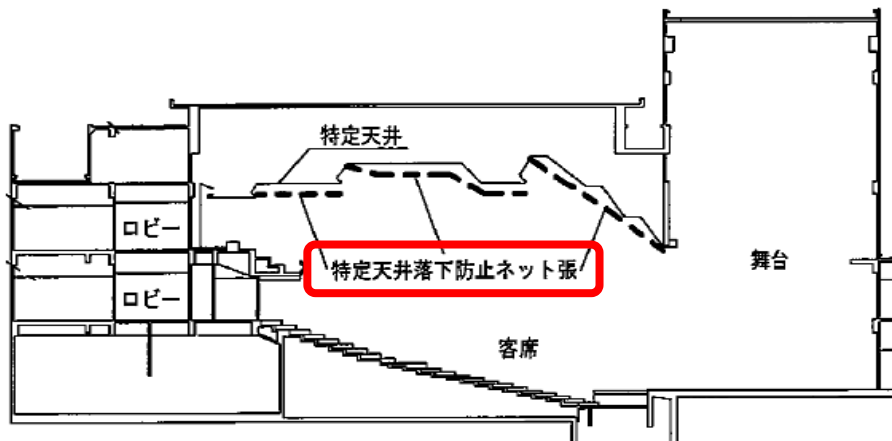
により、工業団地内の企業の新増設や再投資が加速し、さらなる産業振興と安定した雇用の維持、創出が図られると考えている。また、企業立地において、ほかの自治体よりも優位性が高まるため、工場の新規誘致や市外への転出防止などにつながるものと考えている。

成田国際文化会館空調設備および大ホール特定天井落下防止対策等改修工事

(令和4年6月定例会)

成田国際文化会館大ホールの特定天井および老朽化の著しい空調設備等を改修するため、必要な建築工事および機械設備工事を実施します。

建築工事では、利用者の安全を確保するため、大ホール特定天井の落下防止対策工事として、大ホールの吹き抜け部分の天井直下を対象に落下防止ネットを設置します。この工事により、万が一地震により天井が落下した場合には、ネットが天井材を受け止め、利用者が避難する時間を確保します。



特定天井落下防止対策改修箇所(大ホール内)

また、大雨時にロビー棟内の一部に漏水が見られることから、原因と思われる箇所への防水改修のほか、新たに空調機器を屋上へ設置することから、設置のための基礎部分について防水改修工事を実施します。

機械設備工事では、開館以来使用している老朽化が著しいホール棟の空調設備等を更新するほか、各居室の換気設備、給水・給湯設備、消火設備等の改修工事を実施します。

なお、工事完了は令和5年5月31日を予定しています。

主な質疑

Q 特定天井の落下防止対策工事の工法として、落下防止ネットを設置することのだが、この工法の採用に至った経過は。

A 大ホール天井部の改修については、工法検討業務委託を実施し、安全性・コスト・工期・意匠性・音響効果の面から総合的に評価し、複数の工法の中から最も評価の高かったネット工法による落下防止措置を採用することとなった。

Q 成田国際文化会館の再整備、建て替えの計画との関係は。

A 成田国際文化会館は建築後47年が経過し、老朽化が著しい状況であるとともに、バリアフリー化などの問題があることから、再整備、建て替えに向けた検討を行っている。しかし、完成までには相当な年数を要することが見込まれ、それまでの間、利用者の皆様に安全・安心、快適にご利用いただくため、最低限の改修として天井や空調機器等の改修工事を実施する。